

平成18年8月23日

厚生労働大臣 殿

患者の集い・モミの木

代表世話人 藤原義久

他6395名

NPO法人 難病治療開発を支援する会

理事長 藤井源七郎

吉田道雄

(NPO法人 がん患者団体支援機構 理事)

免疫細胞療法の混合診療認可及び早期保険適用に関する要望書

一、要望の趣旨

医療行政に関する日頃のご尽力に感謝致しております。

このたび免疫細胞療法に対する混合診療の認可及び早期保険適用について、要望することに致しました。

免疫細胞療法は、患者自身の免疫細胞を体外において増強・活性化し、それを再び患者の体内に戻し、その活性化した免疫の力で癌を抑え込んでゆこうとする療法です。ある試算によりますと、体内では毎日数千という癌細胞が発生しているそうです。しかし、多くの方が簡単に癌に罹るわけではありません。免疫機能が働いているからです。とするなら、この「自然な」免疫の機能を科学的に追求し、それを癌治療に応用しようとするのは、最も基本的で無理のない医療行為ではないでしょうか。

この療法には、

- ① 内なる力を活性化させる自然な療法であり、外からの力による人工的な強引さが無い。

故に

- ② 患部周囲の健康な細胞に対して悪影響が無い。

したがって

- ③ 患者の生活の質が低下することが無い。

さらに

- ④ あらゆる状況下の患者に施すことが可能である。

といったことが普遍的なものとして考えられます。また、早期発見、手術、免疫細胞療法がセットになったとき、患者は病や副作用に苦しむことなく、高品質の生活を維持しながら、極めて高い確立で完全治癒、あるいは長期間にわたる癌の抑制が可能になります。

以上申し上げた免疫細胞療法は、現在幾つかの病院、クリニックで実施され、患者サイドからは高い評価を受け、特殊な治療法というよりは、「ぜひ受けたい一般的な治療」としての認識が広まっております。

しかし、残念なことに、実際に治療を受けようとする、混合診療の問題で早い時点から併用してこの治療を受けられず、治療費も全額自己負担になり、したがってそれが極めて高額になります。また、医学界の認識不足から、どこでも受けられる治療になっていない事など、多くの現実的な「壁」にぶつかってしまいます。

特に、医学界の認識不足から、どこでも受けられる治療になっていない事は、極めて残念である以上に、ある種の憤りすら覚える次第です。

したがって、国民全ての『治療を選択し、それが受けられる自由』を広げるためにも、私ども患者会としては、次の項目について要望致します。

二、要望事項

- 1 クリニック、病院を問わず、免疫細胞療法の混合診療を認可すること
- 2 免疫細胞療法に対して公的保険を適用すること

今、一日も早く癌で苦しんでいる全ての患者に、そしてさらに、将来、癌に罹るであろう多くの人たちに、一人でも多くこの療法の恩恵を受けてほしいと心から願うものであります。

以上、よろしくご高配いただければ幸いです。